

別表6 「構造改革特区の第10次提案に対する政府の対応方針」(平成19年2月28日構造改革特区推進本部決定)
における「全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
984	生活保護指定医療機関等の申請・届出様式の簡素化	生活保護法施行規則(昭和25年5月20日厚生省令第21号)第10条第1項、第10条の2第1項、第14条第2項及び第3項、第15条	生活保護法施行規則に規定される指定医療機関等の申請・届出様式については、自治体等に意見を伺いつつ簡素化に向けた検討を行い、平成18年度末を目途に改正を行う。【「生活保護法施行規則の一部を改正する省令」(平成19年厚生労働省令第46号)】	平成18年度中措置済	厚生労働省
985	医療機関と介護サービス事業所の施設の共用化	医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第10条、第12条、第15条、第20条「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」 平成11年9月17日付け老企第25号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知	医療機関と介護サービス事業所(施設)とを併設する場合において、建物の玄関、階段、エレベーター等については、各施設の患者等に対する治療その他のサービスに支障がないように十分に配慮し、かつ、どちらかの施設の構造物として、管理責任を明確にした上であれば、共用しても差し支えないこととする。(医療ウ)	平成19年度中	厚生労働省
986	結核予防法に基づく申請・届出等の経由進達の廃止	結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条 結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の4	結核予防法に基づき結核の医療を担当する指定医療機関の指定を受けようとする場合、指定のための申請書を保健所を経由して都道府県知事に提出しなければならないところ、保健所の経由を不要とする。【平成19年4月1日の「感染症法等の一部改正法」の一部施行】	平成18年度中措置済	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1264	第3種旅行業者による地域振興のための募集型企画旅行の可能化	旅行業法施行規則(昭和46年11月10日運輸省令第61号)第1条の2	<p>「創意工夫豊かな地域の企画旅行商品の流通促進に関する委員会」の下に「制度問題分科会」を設置し、検討を行った結果、第3種旅行業者が従来の営業保証金及び基準資産額のままで、一定の条件を満たす募集型企画旅行を実施することができるとしてすること等を内容とする報告書が平成18年6月に取りまとめられたところ。</p> <p>これを踏まえ、旅行業法施行規則を改正し、第3種旅行業者による募集型企画旅行が可能となるよう必要な規定の整備を行うこととする。〔「旅行業法施行規則の一部を改正する省令」(平成19年国土交通省令第10号)〕</p>	平成19年度中措置済	国土交通省